

宮原功家文書

宮原家は江戸時代を通じ、足利郡駒場・多田木両村の領主でした。現存する史料は七五点ですが、ほとんどが私的なもので、村政に関する、いわゆる地方史料はありません。

宮原家は古河公方足利高基の子晴直を祖とします。孫義照が上総国宮原(千葉県市原市宮原)に住していた天正一八年(一五九〇)、徳川家康に召し出され、「下野国足利は由緒の地たり」ということで一一四〇石を賜り、前記の両村が充てがわれたのです。義照一四歳の時でした。

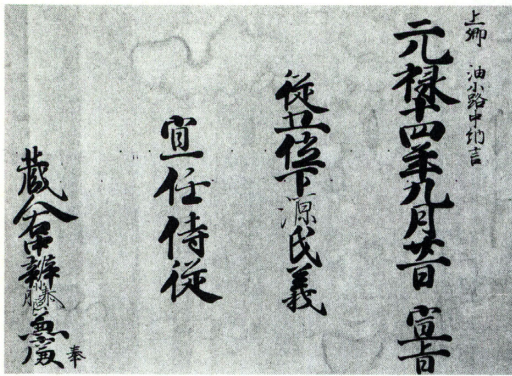


写真1 口宣案 (8)

更に慶長七年(一六〇二) 格式無官の高家とされたのです。そして、本来なら江戸住まいが義務づけられていたのですが、采地に住し、随意に参府の特権が与えられたのです。本家筋に当たる喜連川家が参勤交代を免除されていますので、それに応じたのでしょう。また、日光社参の助郷・伝馬役、その他の諸役も免除されています。

元禄一四年(一七〇一) 九月二一日、六代目当主氏義は従五位下侍従に叙任、長門守を名乗ります(写真1)。次いで宝永六年(一七〇九) 一一月従四位下に昇ります。このように高家は万石以下でありながら、官位は大名に準じて高かったのです。

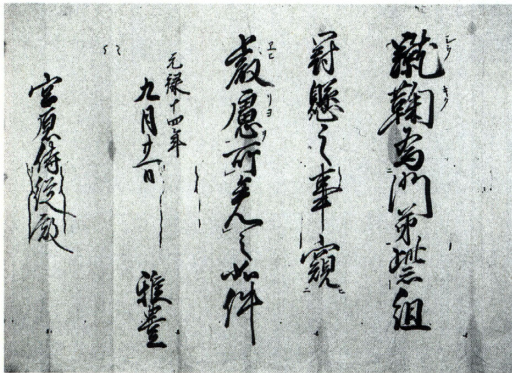


写真2 御免状 (65)

江戸時代における高家は職名で世襲制、主として朝廷関係の儀礼を掌管し、勅使・院使の接待、伊勢神宮・日光東照宮への代参も行っています。氏義も元禄一五年正月伊勢、同一六年四月日光へそれぞれ代参を勤めています。

高家としての宮原家当主は、代々蹴鞠(けまり)を習得します。その初めが氏義で、官位を賜った日と同じ元禄一四年九月二一日、蹴鞠宗家の飛鳥井雅豊から門弟として紫組冠懸を許されています(写真2)。このほか、義直が文政一一年(一八二八)、義以が安政二年(一八五五) 同様に免許を受けています。

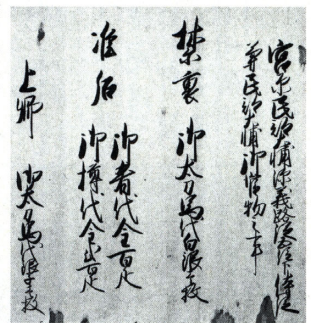


写真3 宮原部大輔御物之事(部分・27)

江戸時代、蹴鞠は天皇即位や将軍の代替わりに際しての勅使下向、また奉幣を終えた日光例幣使が江戸に着くと、城内でしばしば催されました。その都度宮原家当主も、有職として披露したことでしょう。その反面、高家としての格式を維

持するため、公家に対する付け届けも怠ることはできません。安政七年(一八六〇)の史料によると、太刀・馬代として銀一枚、樽代その他として計一三〇疋のお金が、坊城中納言・広橋大納言を通じ、やんごとなきあたりへ渡されたことが分かります(写真3)。

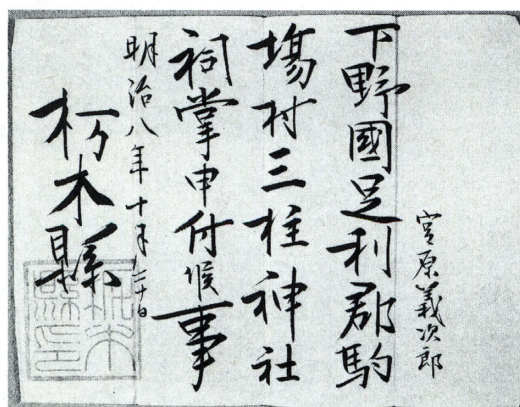


写真4 辞令 (48)

維新後、一家は東京府下東森下町(東京都江東区森下二丁目・高橋一丁目)から駒場村に移住します。明治八年(一八七五) 二月二〇日でした。同年一〇月、一一代義路(のち義次郎)は同村三柱神社の祠掌を拝命(写真4)、一三年六月には多田木村三柱神社も兼帯し、現在に至っています。

(京谷 博次)